

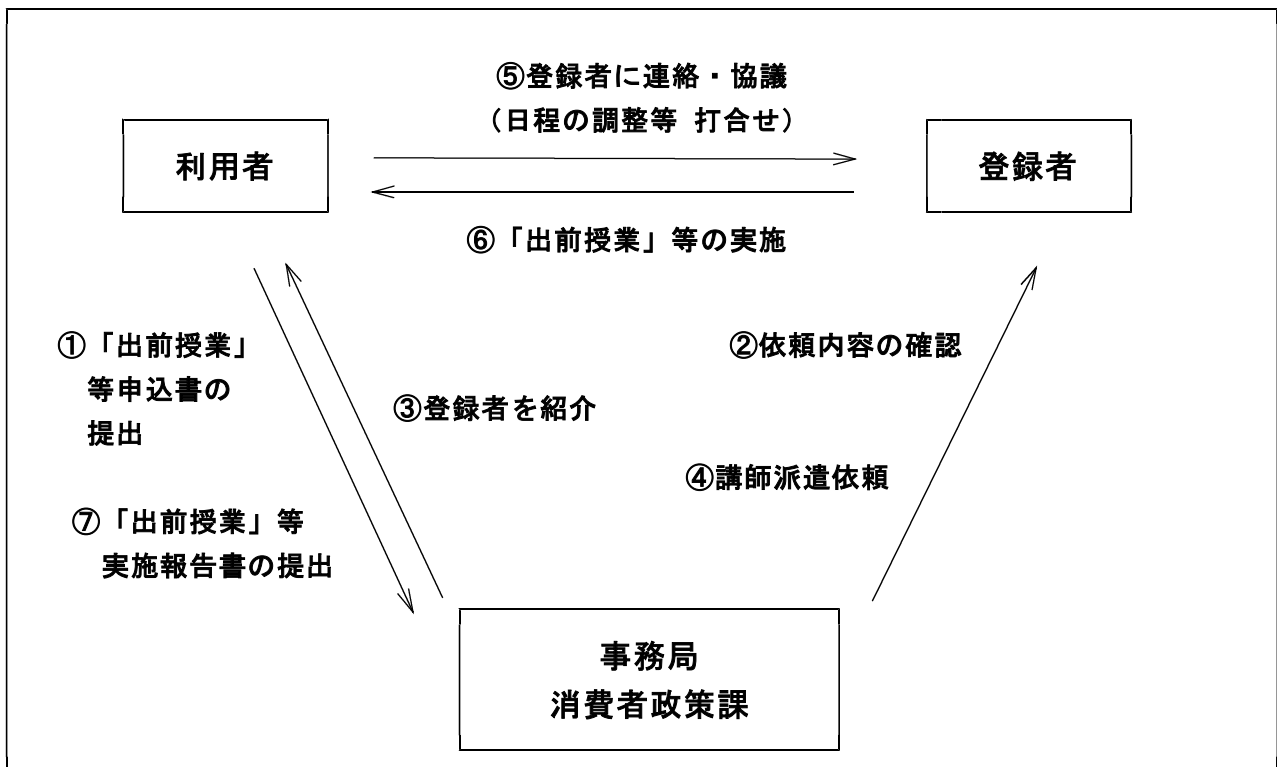
とくしま「消費者教育人材バンク」の利用について

1 目 的

とくしま「消費者教育人材バンク」は、消費者トラブルが多様化・複雑化する中で、消費生活に関連する分野で専門的知識や技術を有する団体や個人に、学校や地域における消費者教育を支援するための講師として登録していただき、要望に応じて、人材を派遣し、活用していただくことを目的としています。

2 利用にあたっての注意事項

- ① 利用者は、とくしま「消費者教育人材バンク」の中から講師として希望する登録者を選定し、「出前授業」等申込書（様式第2）を事務局に提出する。
- ② 事務局は、登録者へ打診し、依頼内容を確認する。
- ③ 事務局は、利用者に実施する登録者を紹介する。
- ④ 事務局は、登録者に正式に講師派遣を依頼する。
- ⑤ 利用者は直接登録者と交渉し、日程、場所、内容、旅費・謝金等について協議を行う。
- ⑥ 「出前授業」等を実施する。
- ⑦ 利用者は、実施後2週間以内に「出前授業」等実施報告書（様式第3）を事務局に提出する。



※ 人材バンクへの登録や利用方法など詳しいお問合せは、事務局へご連絡ください。

また、すでに出前授業等の体制を構築し、実施している団体または個人におかれましても、登録は可能です。

登録後も、これまでどおりの方法で実施していただいて構いませんが、出前授業終了後は、活用されている報告書等の写しを事務局にご提出ください。